

## メキシコにおける条約に基づく優先権主張の手続



AROCHI & LINDNER

Jorge Mier y Concha III  
パートナー 弁護士

Jorge Mier y Concha III は、Arochi & Lindner のパートナーであり、特許および著作権部門の責任者である。広範な科学的理解と法的知識を有し、特許および意匠特許訴訟に特に精通しており、広範な最先端の検索、非侵害、および自由実施技術など、特許事項に関する専門知識でも知られている。また、ライセンスされた特許、ソフトウェア、およびノウハウを含む、国内および国際的な技術移転に関する多数の取引とコンサルティングの経験を持つ。1995 年以来、メキシコ国立自治大学法科大学院で知的財産法の教授を務め、AIPPI、AIPLA、AMPPI、CSUSA、FICPI、INTA のメンバーであり、AIPPI メキシコ部会の事務局次長を務めている。

メキシコは、1976 年 7 月 26 日以来、工業所有権の保護に関するパリ条約（ストックホルム改正条約）に加盟している。パリ条約の第 4 条(A)に基づき、最初の出願に由来する優先権を認めている。当該優先権による優先期間は、同条約第 4 条(C)およびメキシコ産業財産法第 40 条に基づき、最初の正規出願日から、特許および実用新案については 12 か月、工業意匠については 6 か月である。

メキシコ産業財産法第 41 条に従って、優先権が認められるために、出願人は、メキシコでの出願時に次の情報（優先権書類）を提供する必要がある。

- a) 優先権を主張する最初の出願国
- b) その出願の最初の出願日

出願番号の提供は必須ではないが、審査官はオフィスアクションでそれを要求する場合がある。

メキシコでの出願がなされ、優先権書類を同時に提出しない場合、出願人はメキシコでの出願日から 3 か月の法定期間内に、基礎出願の認証謄本とそのスペイン語への翻訳を提出する。この場合、認証謄本についての「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」（1961 年 10 月 5 日のハーグ条約）に基づく付箋（＝アポステイーユ）は不要である。

ここで、メキシコ産業財産庁（IMPI）の現在の基準では、出願人は上記3か月の期限までに優先権書類として基礎出願の認証謄本とその翻訳を提出する必要がある。この基準は、文書がスペイン語とは異なる言語で提出された場合、審査官は翻訳を要求する義務があると規定されていることによる。

PCT 出願がメキシコの国内段階に移行される場合、特許または実用新案のいずれでも、優先権書類の認証謄本は国際段階で提出されているため、改めて提出する必要はない。ただし、メキシコは PCT 規則 49.6（PCT 条約第 22 条による国内移行期限を過ぎた場合に対する救済措置）を留保しているため、国際段階で優先権書類が適時に提供されなかった場合、救済措置は受けられないことに注意が必要である。

また、メキシコは、パリ条約で定められた期限内に権利が主張される限り、複数の出願を基礎とする優先権の主張を認めている。したがって、メキシコ国内への移行段階で、他のパリ条約出願に基づく基礎出願を追加して優先権を主張することが可能である。ただし、優先権主張の効果は審査の過程で確認され、メキシコ出願の主題が優先権主張の基礎となる出願により完全に支持されているか判定される。実体審査の過程で、審査官が新たに追加された事項を発見した場合、オフィスアクションが発行され、出願が基礎出願に記載されたものの範囲に制限することを求められる。

## ソース

特許協力条約（PCT）に基づく規則

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）